

東彼杵町条例第 2 号

東彼杵町課設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 8 日

東彼杵町長

東彼杵町課設置条例等の一部を改正する条例

(東彼杵町課設置条例の一部改正)

第1条 東彼杵町課設置条例(昭和36年条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により東彼杵町に次の課を置く。</p> <p>総務課</p> <p>税財政課</p> <p>町民課</p> <p><u>長寿ほけん課</u></p> <p><u>こども健康課</u></p> <p>産業振興課</p> <p>建設課</p> <p>水道課</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 各課の事務分掌は次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により東彼杵町に次の課を置く。</p> <p>総務課</p> <p>税財政課</p> <p>町民課</p> <p><u>健康ほけん課</u></p> <p>産業振興課</p> <p>建設課</p> <p>水道課</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 各課の事務分掌は次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

(3) 町民課

- ア 戸籍、住民登録及び印鑑証明に関する事項
- イ 社会福祉 _____ に関する事項
- ウ 環境衛生及び公害防止に関する事項

(4) 長寿ほけん課

- ア 国民健康保険に関する事項
- イ 介護保険に関する事項
- ウ 後期高齢者医療に関する事項
- エ 国民年金に関する事項
- オ 地域包括支援センターに関する事項

(5) こども健康課

- ア 保育所及び認定こども園に関する事項
- イ 子育て支援に関する事項
- ウ 保健事業及び健康づくりに関する事項
- エ 子育て世代包括支援センターに関する事項

[削除]

[削除]

[削除]

[削除]

(6) (略)

(7) (略)

(3) 町民課

- ア 戸籍、住民登録及び印鑑証明に関する事項
- イ 社会福祉及び子育て支援に関する事項
- ウ 環境衛生及び公害防止に関する事項

[新設]

(4) 健康ほけん課

[新設]

[新設]

- ア 保健事業及び健康づくりに関する事項

[新設]

- イ 国民健康保険に関する事項

- ウ 国民年金に関する事項

- エ 後期高齢者医療に関する事項

- オ 介護保険及び高齢者の保健に関する事項

(5) (略)

(6) (略)

(8) (略)

(7) (略)

(東彼杵町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正)

第2条 東彼杵町予防接種健康被害調査委員会条例（昭和54年条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(会議) 第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。 <u>ただし、 委員長が選出されていないときの招集は、町長が行う。</u>	(会議) 第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。 _____ _____
(庶務) 第9条 委員会の庶務は、 <u>こども健康課</u> において処理する。	(庶務) 第9条 委員会の庶務は、 <u>健康ほけん課</u> において処理する。

(東彼杵町子ども・子育て会議条例の一部改正)

第3条 東彼杵町子ども・子育て会議条例（平成25年条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(庶務) 第8条 子ども・子育て会議の庶務は、 <u>こども健康課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 子ども・子育て会議の庶務は、 <u>町民課</u> _____において処理する。

(東彼杵町食育推進会議設置条例の一部改正)

第4条 東彼杵町食育推進会議設置条例(平成29年条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 食育基本法(平成17年法律第63号_____)</p> <p>第33条の規定に基づき、東彼杵町食育推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 推進会議は、会長が招集し、会長が議長となる。<u>ただし、会長が選出されていないときの招集は、町長が行う。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 推進会議の庶務は、<u>こども健康課</u>において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、<u>町長と会長が協議して</u>別に定める。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 食育基本法(平成17年法律第63号。以下「法」という。)</p> <p>第33条の規定に基づき、東彼杵町食育推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 推進会議は、会長が招集し、会長が議長となる。_____</p> <p>2 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 推進会議の庶務は、<u>健康ほけん課</u>において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、町長_____が_____別に定める。</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。